



第2条 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第2項」の次に「（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第10条第1項第4号および第11条第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第14条第5項中「または」を「もしくは」に改め、「情報提供者」の次に「または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正する条例および内容

(1) 青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例

引用している法の号ずれに伴う改正（第1条、第5条関係）

改正後	現行
第19条第10号	第19条第9号

(2) 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例

ア 法の引用部分等の整備

(ア) 「情報提供等記録」の定義に、法第9条第2項の規定にもとづき条例で定める事務にかかる情報連携に伴う記録を追加する。（第2条関係）

(イ) 引用している法の条ずれに伴う改正（第10条、第11条関係）

改正後	現行
第29条	第28条

イ 情報提供等記録の訂正があった場合の通知先に、法第9条第2項の規定にもとづき条例で定める事務にかかる情報照会者および情報提供者を追加する。（第14条関係）

3 施行期日

平成29年5月30日

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく  
個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号））

改正後	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定にもとづく個人番号の利用および<u>法第19条第10号</u>の規定にもとづく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定にもとづく個人番号の利用および<u>法第19条第9号</u>の規定にもとづく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	

○第2条による改正（青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号））

改正後	現行	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 情報提供等記録 <u>法第23条第1項および第2項（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）</u>に規定する記録に記録</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 情報提供等記録 <u>法第23条第1項および第2項</u>に規定する記録に記録</p>	

された特定個人情報をいう。

(保有特定個人情報の削除を請求できる者)

第10条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

(1)～(3)略

(4) 法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 略

(保有特定個人情報の利用等の中止を請求できる者)

第11条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の利用の中止の請求をすることができる。

(1)～(3)略

(4) 法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 および 3 略

(開示等の実施)

第14条 略

2～4 略

5 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正にかかる法第23条第1項および第2項（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

された特定個人情報をいう。

(保有特定個人情報の削除を請求できる者)

第10条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

(1)～(3)略

(4) 法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 略

(保有特定個人情報の利用等の中止を請求できる者)

第11条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の利用の中止の請求をすることができる。

(1)～(3)略

(4) 法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 および 3 略

(開示等の実施)

第14条 略

2～4 略

5 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および法第19条第7号に規定する情報照会者または 情報提供者 \_\_\_\_\_（当該訂正にかかる法第23条第1項および第2項 \_\_\_\_\_ に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成29年 5月30日から施行する。</u></p>		
---	--	--